

九 中華民國北洋政府期法院訴訟記録

西 英昭

総説

1 史料の公開状況

本稿で扱うのは中華民國北洋政府期に作成された法院（裁判所）における訴訟記録である。訴訟記録には判決原本を始め、当事者により作成された訴状や、裁判手続が進行するに際して法院内・法院間に交わされた各種の文書が含まれる。旧来法制史のみならず社会史や経済史分野においても第一級の史料として扱われてきたものである。

なかでも注目されてきたものは、やはり判決原本、特に当時の最高裁判所に当たる大理院の判決原本であろう。判決の言渡しが行われた後、原本は法院内に保存されていたわけであるが、これらは現在中国第二歴史檔案館に保存されている。このなかから主要な判決例を選び出し史料集として編纂されたものが『大理院民事判例輯存』及び『大理院刑事判例輯存』である。

そして結果的にはこれらに先んじる形で『北洋政府檔案』が出版され、本体全一八八巻のうち六〇一三巻が大理院、一四〇一八巻が総檢察庁、一九〇二七巻が京師高等檢察庁、二八〇三七巻が京師高等審判庁、三八〇三九巻が文官高等懲戒委員会、四〇〇四一巻が平政院、四二巻が肅政庁、四三〇四六巻が直隸司法籌備処、九四〇九七巻が司法部の

檔案に当てられている。もちろんこれは中国第二歴史檔案館が所蔵する檔案の一部に過ぎず、引き続き全面公開へ向けての同館の努力に期待したいが、ある事件についての判決例のみならず訴訟記録全体の公開が行われ、また関連機関についての資料も公開されたことで、史料状況は一步前進することとなった。

なかでも高等審判庁レベルの檔案が公刊されたことの意義は大きい。これまでも高等審判庁レベルの判決例については清朝末期の『各省審判廳判牘』、民国期の『直隸高等審判廳判牘集要』、『浙江高等審判廳書判實錄』、『江蘇司法彙報』等の刊行物で窺うことは可能であったが、前述の通り『北洋政府檔案』では訴訟記録全体を窺うことができるのが大きな特徴である。京師高等審判庁檔案についてはこれまで『Huang-Bernhardt Collection of Chinese Legal Documents (<https://library.stanford.edu/collections/huang-bernhardt-collection-chinese-legal-documents>)』においても窺うことはできたが、『北洋政府檔案』との重複の有無については今後検討が必要となろう。

また地方檔案においても北洋政府期の訴訟関連の史料の公刊が進んでいる。なかでも『龍泉司法檔案選編』は第二輯全四四冊が北洋政府期に当てられており、県レベルでの訴訟実務のあり方を窺うことのできる史料が多く含まれている。また当然のことながら各地の檔案館には民国期の司法関連檔案が膨大に眠っており、それらを用いた研究も出始めている。今後の進展が期待される。

2 訴訟記録の概要

訴訟記録の利用のためには、まず訴訟において何時、如何なる種類・書式の文書が作成され諸機関を経由してゆくのかという、司法文書に関する知識が不可欠となる。北洋政府期のこの問題に関しては前出の『龍泉司法檔案選編』第二輯の冒頭に収録された三つの解題、すなわち「呉・杜・傅二〇一四A」「同二〇一四B」「同二〇一四C」が手引きとして便利であるが、それらにも拠りつつ、以下利用に当たっての基礎知識を確認しておきたい。

(1) 裁判機構の変遷

清朝末期以来、治外法権の撤廃を見据えつつ近代西洋型の司法制度の構築が急がれたのは周知の事実であるが、裁判制度を具体的に整備するに当たつての嚆矢となつたものは光緒三十二年一〇月二七日の「大理院審判編制法」である。これは北京を前提としたものであるが、大理院・京師高等審判庁・城内外地方審判庁・城隍局の四等級を想定してその組織及び権限が規定されていた。これを受けて袁世凱は自らの地元で光緒三十三年二月一〇日「直隸天津府屬試辦審判廳章程」を実施し、官制を始め訴訟規則等についてもさらに詳細な内容を規定し、これに基づき天津では相当の実績が挙げられ、模範として評価されていた。

一方で沈家本は「法院編制法草案」を上奏しつつ、それまでの過渡的措置として「各級審判廳試辦章程」を上程、これが光緒三十三年一〇月二十九日施行され、相当詳細な規定が整備されるに至つた。同章程は後に外省省城及び商埠へと拡大して適用するために宣統元年七月一〇日に若干の補訂を受けている。その後宣統元年一二月二八日、「法院編制法」が上程され、裁判機構として大理院・高等審判庁・地方審判庁・初級審判庁の四級三審制を採用する事が規定されるに至つた。首都北京では大理院（現在人民大会堂があるあたりに設置されていた）を始め各種審判庁も設置されていたが、中国全土に満遍なく設置するのは時間面でも費用面でも至難であつた。

辛亥革命を経て中華民国が成立した後、一九二二年三月一〇日の臨時大總統令により先の「法院編制法」、「各級審判廳試辦章程」が援用されることとなり、また「民事訴訟律草案」・「刑事訴訟律草案」も併せて援用されることとなつた。北洋政府は引き続き裁判機構の整備を行うため一九一三年一月八日、旧来の提法司を改め各省に司法籌備処を設置したが、財政難のため同年九月二三日に撤収し、その後法院未設置の各県に審檢所を設けて幫審員を置き、民刑事訴訟の初級案件を司らせようとしたが、県知事との間に紛争を生じたためこれも廃止し、一九一四年四月五日「縣知

事兼理司法事務暫行章程」を公布して県知事に司法事務を委任する体制とし、同日「縣知事審理訴訟暫行章程」が公布され、県知事による簡易訴訟手続が規定された。さらに同年四月三〇日には初級審判庁の廃止が決定されるに至る。ここでの「司法事務」は審判事務も含むと解され、県知事が訴訟の一端を担う体制は基本的に民国を通じて継承されることとなるのである。

(2) 訴訟記録制度の歴史

(i) 判決例

現在の我々にしてみれば特に珍しくもない判決例であるが、近代的裁判制度を整備し始めた清朝末期の人々にとつて、判決例は未知の文書であった。もちろん当時清朝で行われた「裁き」において、判決例類いの文書は作成されていたにせよ、近代的裁判制度が要求する判決例はそれとは全く異なるものであり、一体何をどのように書けばよいのか、そこから物事を始めざるを得なかったわけである。

判決例に具体的に何を記載すべきかについて、先の「直隸天津府屬試辦審判廳章程」では刑事訴訟につき「罪名・事由・犯人姓名・承審廳局及承審官會審官書記官簽名蓋印・判決之年月日」を挙げ（第九六条、民事訴訟については「判旨・理由・原被告姓名・承審廳局及承審官會審官書記官簽名蓋印・判決之年月日」を挙げている（第一一八条）。

実際の大理院判決例を見ると、まず判決と題した後には両当事者の氏名が書かれ、上告に至る経緯が端的に記された後、「判語」（これはすぐ後に「主文」という表現に統一される）として判決主文が書かれ、続けて「理由」として案件の事実関係、両当事者の主張、法院の判断が記され、末尾には日付と裁判官名が書かれるという形式が取られている。

なお県知事に司法事務が委任され初級審判庁が廃止されるに伴い県知事が審理をも行うこととなったが、一九一四年一月二一日、「呈縣知事審理簡易案件擬請准以堂諭代判決並批令」により、県知事の受理した案件のうち民事で初

級管轄に属するもの、刑事で覆判の必要のないものについては旧来の堂諭をもって判決に代える事とされ、堂諭の書式は一九一五年五月一七日、「堂諭様本准通行批」により整備された。県知事の受理した案件でも民事で地方管轄のもの、刑事で覆判が必要なものについては判詞の作成が必要とされ、また堂諭で処理したものでも後に上訴されたものについては一九一五年八月一七日、「堂諭代判詞案件如合法上訴應補作判詞函」により判詞を補充的に作成することとされた。

一九一五年八月二日、「遵照部訂判詞程式通飭（附判詞程式）」が制定され、第一審民事判決式・第一審刑事判決式・第一審刑事決定式・刑事予審決定式・控訴審民事判決式・控訴審刑事判決式・民事抗告決定式・刑事抗告決定式・県知事詳送覆判案件判決式・県知事詳送覆判案件決定式の〇〇種類について書式が定められた。同判詞程式では注意として「上告審刑事判決決定式應照大理院判詞程式辦理茲不具列」としており、「大理院判詞程式」も定められていたことがわかるが、それは収録されていない。その後「大理院判詞程式」については「刑事訴訟條例」の施行後そのままでは適用できなくなったとして新たな「大理院判詞格式」が制定されたようである。

(ii) 司法文書

訴訟手続において用いられるさまざまな書類についてもその書式の統一が図られた。光緒三十三年一月二十六日、「試辦訴訟狀紙簡明章程」が施行され、刑事訴狀、民事訴狀、弁訴狀、上訴狀、委任狀の五種類が規定された。刑事訴狀・民事訴狀はそれぞれ第一審において原告が用いるもの、弁訴狀は、民事・刑事問わず被告が用いるものとされている。これらは先行していた「直隸天津府屬試辦審判廳章程」の下での経験を踏まえて策定されたものである。これは宣統元年一月二三日、「推廣訴訟狀紙通行章程」として拡充され、ここでは刑事訴狀・刑事弁訴狀・刑事上訴狀・刑事委任狀・民事訴狀・民事弁訴狀・民事上訴狀・民事委任狀・限狀（官の判定を経て期限の付与を行う（願）書狀）・交狀（当該案件の關係の財産・物件・人畜等を法官の判定を経て官へ提出させる（する）のに用いる書狀）・領狀（当該案件の關係の財産・

物件・人畜等及び一切の贓物を人に受取らせる（受取る）のに用いる書状）・和解状の一・二種類が規定された。

以上の書式は中華民国成立後もそのまま用いられている。その後一九二〇年六月二〇日、「訴訟状紙規則」が施行され、民事訴状・刑事訴状・民事弁訴状・刑事弁訴状・民事上訴状・刑事上訴状・民事委任状・刑事委任状・限状・交状・領状・保状（保証書）・結状（誓約書）・和解状の一四種が規定された。一九二三年六月二七日、改めて「訴訟状紙規則」が制定され、民事訴状・刑事訴状・民事弁訴状・刑事弁訴状・民事上訴状・刑事上訴状・民事抗告状・刑事抗告状・民事委任状・刑事委任状・限状・交状・領状・保状・結状・和解状の一六種が規定された。

なお司法文書に関しては後に東省特別区域法院において整備されたものもある。一九二二年三月二一日、「公布東省特區法院各種訴訟用紙及簿册格式令」により、八巻にわたり詳細な規定が定められた。現在でもその一部が中国国家図書館（北京）に所蔵されている。

(iii) その他

司法関連機関の公文書については、清朝末期に「法部通行直省司法行政各官廳互相行文公式」が整備され、どの場合にどの種類の公文書を用いるかが規定されていた。民国期になると、初期の司法籌備処、審檢所についてそれぞれ公文書程式令が発せられたが、存続期間が短くあまり目にすることはないかも知れない。後に一九一三年八月二八日、「司法官署公文書暫行程式令」が発せられ、基本的にこれに拠って呈、訓令、指令、委任令、公函、批、布告等の公文書が作成されることとなった。また、訴訟記録についてこれをどのような形で装丁し保存するかについて、一九一五年四月七日、「通飭訴訟卷宗改用装訂式並辦法文」が発せられ、整頓が図られている。

以上の訴訟記録の各種書式を通観する書籍として『増訂司法公文式例解』があり便利である。またこうした司法文書の問題を扱う先行研究として、清朝末期のみであるが「韓二〇一二」、特に第五章「大理院司法文書研究」は必読である。また各時代の判決文の文体の変遷に着目した「田二〇一一」も興味深い研究である。

【參考文獻】

- 黃源盛纂輯『大理院民事判例輯存』全一一冊（台北、元照出版有限公司及び犁齋社、二〇一二年）
- 黃源盛纂輯『大理院刑事判例輯存』全八冊（台北、犁齋社、二〇一三年）
- 中国第二歴史檔案館編『北洋政府檔案』全一九六卷（北京、中国檔案出版社、二〇一〇年、国立国会図書館関西館、東京大学駒場図書館、国際日本文化研究センター図書館蔵）
- 『各省審判廳判牘』（上海、法學研究社、一九二二年、東京大学東洋文化研究所図書室蔵）
- 『直隸高等審判廳判牘集要』（天津、天津商務印書館、一九一五年、上海図書館蔵）
- 『浙江高等審判廳書判實錄』（上海、文明書局、一九一四年、慶應義塾図書館、上海図書館蔵）
- 『江蘇司法彙報』（蘇州、蘇州司法籌備處内收發課、一九二二―一九一三年、天理大学附属天理図書館蔵）
- 包偉民主編『龍泉司法檔案選編』〔第二輯〕（北京、中華書局、二〇一二年、東洋文庫、京都大学法学部図書室蔵）
- 吳錚強・杜正貞・傅俊 A「一九二一至一九二七年浙江省龍泉縣審判機構的演變」〔包偉民主編『龍泉司法檔案選編』〕〔第二輯〕（北京、中華書局、二〇一四年）一九二二上卷所収）
- 吳錚強・杜正貞・傅俊 B「一九二二至一九二七年浙江省龍泉縣的審判程序」（同右所収）
- 吳錚強・杜正貞・傅俊 C「一九二二至一九二七年龍泉司法檔案文書樣式簡介」（同右所収）
- 河合篤「中國の近代的司法制度」〔『法學志林』四三卷一―七、一〇号、四四卷七―八号、一九四一―一九四二年）
- 「大理院奏審判權限釐定辦法摺」及び「大理院審判編制法」（光緒三十二年一〇月二七日（一九〇六年二月二日）奉旨）〔『大清光緒新法令』（北京、商務印書館、一九〇九年）第二五冊それぞれ一〇四―一〇六、一〇六―一〇九丁所収）
- 「直隸天津府屬試辦審判廳章程」（光緒三十二年二月一〇日（一九〇七年三月三日）施行）〔『東方雜誌』四卷一号、一九〇七年）

「法部奏酌擬各級審判廳試辦章程摺并章程」(光緒三十三年一〇月二十九日(一九〇七年二月四日)奉旨)《政治官報》四六号、光緒三十三年一月六日(一九〇七年二月一〇日)、『大清光緒新法令』(北京、商務印書館、一九〇九年)第一五冊一一〇—一二〇丁所収)

「法部奏籌辦外省省城商埠各級審判廳補訂章程辦法摺併單」(宣統元年七月一〇日(一九〇九年八月二五日)奉旨)《政治官報》六六六号、宣統元年七月二〇日(一九〇九年九月四日)、『大清宣統新法令』(北京、商務印書館、一九一〇年)第七冊所収)

「憲政編查館核訂法院編制法并另擬各項暫行章程摺併單」(宣統元年二月二八日(一九一〇年二月七日)奉旨)《政治官報》八二六号、宣統二年一月九日(一九一〇年二月一八日)、『大清宣統新法令』(北京、商務印書館、一九一〇年)第一五冊所収)

「呈縣知事審理簡易案件擬請准以堂諭代判決竝批令」《司法公報》第三年第三期、一九一四年一月三十一日)

「堂諭樣本准通行批」《司法公報》三五期、一九一五年七月一五日)

「堂諭代判詞案件如合法上訴應補作判詞函」《司法公報》三九期、一九一五年九月一五日)

「遵照部訂判詞程式通飭(附判詞程式)」《司法公報》三九期、一九一五年九月一五日)

「大理院判詞格式」《法律評論》五三—五四期、一九二四年六月二十九日·七月六日)

「法部等會奏京師各級審判由部試辦訴訟狀紙摺併單」(光緒三十三年一〇月二六日(一九〇七年二月一日)奉旨)《政治官報》四三三号、光緒三十三年一月三日(一九〇七年二月七日)、『大清光緒新法令』(北京、商務印書館、一九〇九年)第一五冊一〇九—一一二丁所収)

「法部奏籌訂狀紙通行格式章程摺併單」(宣統元年二月三日(一九一〇年二月二日)奉旨)《政治官報》八二九号、宣統二年一月二二日(一九一〇年二月二日)

- 「司法總長朱深呈大總統釐訂狀費訴費各規則繕單呈請鑒核文(附規則二)」(民國九年六月二〇日奉指令)『政府公報』一五八七号、一九二〇年七月二六日)
- 「訴訟狀紙規則」(一九二三年六月二七日) (司法部參事廳司法例規編纂處編『改訂司法例規第一次補編』(北京、司法公報發行所、一九二四年)第六類民事第四章訴訟費用九〇~九二頁)
- 「公布東省特區法院各種訴訟用紙及簿格式令」(一九二三年三月一日) (司法部參事廳司法例規編纂處編『改訂司法例規第一次補編』(北京、司法公報發行所、一九二四年)第十類第一章公式一八四頁)、なお同令には「様本一部計分八巻」とある。以下のものと思われる。
- 鐵樵編『(部定) 東省特區高等審判廳檢察所簿冊用紙格式様本(第三卷)』(北京、司法部、一九二二年)
- 鐵樵編『(部定) 東省特區高等審判廳檢察所訴訟用紙格式様本(第四卷)』(北京、司法部、一九二二年)
- 鐵樵編『(部定) 東省特區地方審判廳訴訟用紙格式様本(第六卷)』(北京、司法部、一九二二年)
- 「法部通行直省司法行政各官廳互相行文公式」(『大清宣統新法令』(北京、商務印書館、一九一〇年)第三五冊所収)
- 「司法籌備處公文書程式令」(一九一三年一月三二日) (『司法公報』六期、一九一三年三月一五日)
- 「各縣審檢所公文書程式令」(一九一三年三月二二日) (『司法公報』八期、一九一三年五月一五日)
- 「司法官署公文書暫行程式令」(一九一三年八月二八日) (『司法公報』第二年第一期、一九一三年一〇月一五日)
- 「通飭訴訟卷宗改用裝訂式並辦法文」(一九一五年四月七日) (『司法公報』三二期、一九一五年五月三日)
- 胡暇『增訂司法公文式例解』(北京、商務印書館、一九一七年(初版)、一九二三年(五版)、山口大学図書館蔵)
- 韓濤『晚清大理院』(北京、法律出版社、二〇一二年)
- 田荔枝『我國判詞語体流變研究』(北京、中国政法大学出版社、二〇一二年)
- 史新恒『清末提法使研究』(北京、科学文献出版社、二〇一四年)

一 大理院判決

【史料I】

① 原文（出典：大理院書記廳編『大理院判決錄（民國元年九月至十二月）』（北京、大理院書記廳、一九二二年）「大理院民事判決第一號」一—二頁。句読点筆者（以下の史料も同様）。）

大理院民事判決第一號

判決

上告人 月林

被上告人 李榮氏

右上告人、對於前清宣統三年十二月初四日、京師高等審判廳就月林控告李榮氏訛詐廟產一案所爲第二審之判決、聲明上告。經本院審理判決如左。

判語

原判撤銷。發還京師高等審判廳、更爲審理。

理由

查本案上告人月林、與已故李雙春、因爭廟產、於前清光緒三十四年、曾在巡警右分廳及第三初級審判廳涉訟、均經驗明廟產契紙、將房斷回月林。嗣後兩造又復爭訟、經地方審判廳、以李雙春持有心恆賣契及右翼印契爲證據、將房斷歸李榮氏管業、高等審判廳維持原判。月林不服、上告到院。現據月林供稱、師父心恆確於光緒十六年二月間病故、李榮氏在地方審判廳高等審判廳所呈之賣契、係註明光緒二十年心恆寫立、顯係假契。可知、李榮氏對於月林供詞毫不

舉出反證、是心恆所寫立之賣契顯有可疑。查心恆是否確於光緒十六年病故、李雙春所持契紙是否確係光緒二十年所立、及是否仍由心恆出名、有無中證人等、均爲判決本案先應詳查事項。原審判廳未經查明遽行判決、關於調查事實未免遺漏。本院認該上告爲有理由、應卽判決如右。

中華民國元年九月十四日

大理院民庭

審判長推事廉 隅印

推事沈家彝印

推事朱獻文印

推事黃德章印

推事高 种印

大理院書記官林志章印

② 訓 誥

大理院民事判決第一號

判 決

上告人 月林

被上告人 李榮氏

右上告人は、前清宣統三年十二月初四日、京師高等審判廳、月林の控告せる李榮氏廟産を訛詐せりとの一案に就き爲す所の第二審の判決に對し、上告を聲明す。本院審理を経て判決すること左の如し。

判 語

原判は撤銷す。京師高等審判廳に發還し、更に審理を爲さしむ。

理由

査するに本案の上告人月林は、已に故せる李雙春と廟産を争へるに因り、前清光緒三十四年、曾て巡警右分廳及び第三初級審判廳に在りて涉訟し、均しく廟産の契紙を驗明するを経て、房もて月林に回すと斷ぜり。嗣後兩造は又復争訟し、地方審判廳を経て、李雙春心恆の賣契及び右翼の印契を持有せるを以て證據と爲し、房もて李榮氏の管業に歸すと斷じ、高等審判廳も原判を維持せり。月林服せず、上告して院に到る。現に月林の供稱を據くるに、師父の心恆確かに光緒十六年二月間に病故せるも、李榮氏の地方審判廳・高等審判廳に在りて呈せる所の賣契は、光緒二十年に心恆寫立すと註明せるに係り、顯かに假の契に係る。知るべし、李榮氏、月林の供詞に對し毫も反證を擧出する能はざるは、是れ心恆寫立する所の賣契顯かに疑ふべき有るを。査するに心恆確かに光緒十六年に病故せしや是否や、李雙春の所持せる契紙確かに光緒二十年に立つる所に係りしや是否や、及び仍ほ心恆の出名に由りしや是否や、中證人の有りや無しや等は、均しく本案を判決するに先づ應に詳しく査すべき事項たり。原審判廳未だ查明を経ずして遽かに判決を行ふは、事實を調査するに關し未だ遺漏を免れず。本院は認めて該上告を理由有るものと爲し、應に即ち判決すべきこと右の如し。

(日付、裁判官名等省略)

③ 語 釈

〔訛詐〕 詐取すること。〔廟産〕 寺院の不動産のこと。〔撤銷〕 原判決を取り消すこと。〔巡警右分廳〕 光緒三十二年、巡警部の下に内外城巡警總庁が首都北京の警務を司る機関として設置され、同總庁の下部には当初内城五分庁、外城四分庁が置かれたが、光緒三十二年、内城五分庁は中・左・右三庁へ、外城四分庁は左・右二庁へと再編制された。本件を管轄したのは内城右分庁と思われ、守衛所において訴訟や呈状が受理されていた。詳細は「韓・蘇二〇〇〇」参

照。〈驗明〉調べて明らかにすること。〈兩造〉両当事者のこと。〈右翼〉北京に駐屯した禁旅八旗のうち正黄旗、正紅旗、鑲紅旗、鑲藍旗を右翼と称した。本件を管轄したのは正紅旗かと思われる。〈印契〉紅契ともいう。契税（不動産取引税のようなもの）納付後に官から印を受けた契約書のこと。〈管業〉土地を保有し経営・収益を行うこと。西欧近代法における「所有権」との差異について議論が重ねられてきた概念である。さしあたり「寺田二〇一八」、特に四五～五九頁を参照。〈大理院民庭〉大理院の民事法廷。現代日本では通常「法廷」と表記するが、中国語では「法庭」と「庭」の字を用いる。

④ 和訳

大理院民事判決第一号

判決

上告人 月林

被上告人 李栄氏

右上告人は、清朝期宣統三年一二月四日、京師高等審判庁が、李栄氏が廟産をだまし取っているとして月林が控訴した案件について行った第二審判決に対して上告を行った。本院は審理を経て左のように判決する。

主文

原判決を破棄し、京師高等審判庁に差し戻して、さらに審理を行わせるものとする。

理由

調べてみるに、本案の上告人月林と、既に死亡した李雙春は、寺院内の家屋を巡って争い、光緒三四年に内城巡警右分庁・第三初級審判庁において訴訟に及び、それぞれ寺院内の家屋の契約文書の調査を経て、当該家屋は月林のものであると判示された。その後両当事者は再度訴訟に及び、地方審判庁は、李雙春が心恒の売買契約書及び右翼の納

税済契約書を所持していることを証拠として、当該家屋は李栄氏の保有に帰するものとし、高等審判庁も原判決を維持した。月林はこれを不服とし、上告して大理院に至ったものである。今月林の供述するところによれば、師である心恒は確かに光緒一六年二月に病死しているのに、李栄氏が地方審判庁・高等審判庁において提示した売買契約書には光緒二〇年に心恒が作成したとあり、明らかに偽物の契約書である。李栄氏が月林の供述に対し反証を挙げることでできていないことから、心恒が作成したところの売買契約書というのが明らかに疑わしいものであることがわかる。調べてみるに、心恒が確かに光緒一六年に病死したのかどうか、李雙春の所持していた契約書は確かに光緒二〇年に作成されたものかどうか、及び心恒の名義であるかどうか、仲介者等がいなかどうかといった問題は皆均しく本案の判決を為すに当たってまず詳しく調査すべき事項であるが、原審判庁はこれらを明らかにしないまま俄かに判決を行っており、事実の調査に関して遺漏がなかったとすることはできない。本院は当該上告には理由があるものと認め、右の如く判決する。

(日付、裁判官名等省略)

【解説】

北洋政府初期には『司法公報』において大理院判決例全文の公開が断続的に行われる(一九一四年末まで)とともに、『大理院判決録』が刊行されて民事・刑事の大理院判決例の全文が公開されていた(一九一四年七月分まで)。本件はその第一巻目、民事一九一二年九、一二月分の冒頭に掲載された判決例である。たまたま刊行時期の一件目に当たっただけなのかも知れないが、この判決例から第一号と通し番号が付されている。翌一九一三年分からは改めて民国何年上字第何号という形で通し番号が付されるに至っている。

原文にはもちろん句読点は付されていない。これは毛筆で筆記された判決原本でも活字化された当時の刊行物でも

同じである。従って適宜自分で句読点を付しながら読むことが必要になる。本判決例は大理院判決例のなかでも短いほうであり、これだけでは紛争の経緯や内容、登場人物の関係等、具体的なことはよくわからない。幸い本件は下級審での判決例等の訴訟記録が存在するため、以下本稿で示すように詳細が判明するが、それが無い場合には隔靴搔痒となる場合もある。

本稿において以下紹介する史料は、『北洋政府檔案』〇三四卷に「京師僧人月林上告李榮氏訛詐房産案」(二一―二八頁)と題される、当時の京師高等審判庁に残された当該事件関連の文書群のなかに収録されている。そこには本稿で扱った史料以外にも、当事者の訴状や各機関の間で交わされた連絡文書など、さまざまな種類の文書が収録されている。本件は大理院において破棄差し戻しとなった案件であるため、大理院判決例の写しも収録されている。『大理院判決録』では大理院判決例のみが淡々と収録されるだけであるが、檔案では所謂「一件文書」という形で事件の顛末を詳細に追跡できる史料が揃っている場合がある。

文書の字体については、印刷物等では基本的に繁体字が用いられているが、檔案では時折現在の字体と同じものが略字として用いられている場合がある(本稿ではそのような場合でも全て繁体字にして掲載した。例えば並↓竝など)。判決原本についてはさすがに読めないほど酷い癖のある字は見られないが、下書きや業務用の複写と見られるような文書、速記と見られるものについては、相当癖のある字やくずし字で書かれている場合もある。書記本人の書き癖である場合はそれに慣れるよりほかないが、基本に則った行書・草書の場合は、くずし字の知識を身につけておけばある程度までは読解可能である。

また当たり前のことながら、判決例であるため法律用語が頻出する。これらを調べるためには当時刊行されていた法律用語辞典、例えば『中國法律大辭典』や『法律大辭書』などを参照することができるが、所蔵する日本国内の図書館も限られ、何より古書であるため取り扱いにも注意を要し、気軽に用いることはできないかも知れない。日本語

のものとしては台湾旧慣調査の副産物といえる『典海』を増補した『増訂支那法制大辭典』がある。学術が長足の進歩を遂げた現在、その記述をそのまま用いることができなくなっているものも多いが、一定の目安として用いることは可能である。

一般的な辞書でも、古めのもののほうが関連事項を多く収録してくれている場合がある。著名な『中日大辭典』も、第三版よりも増訂第二版のほうが古い用語を調べる際には重宝する。当時の日中辞書、例えば『最新支那語大辭典』等にも他の辞典には出てこない語彙が時折登場することがある。

事件の内容を詳細に追うためには、これまた当たり前のことながら、一定程度の法学の素養が必要となる。その上で当時の法学の状況を知るには、当時刊行されていた法学関連の文献も参考になる。『民国時期総書目(1911-1949)法律』は当時どのような法学文献が刊行されていたのかを知るうえで有用な目録であるが、そこに掲載された書籍の全てが日本国内に所蔵されているとは限らない。民国期の法制史情報の調べ方についてはあまりに膨大となるため「西二〇一一」に譲る。

判決文それ自体を読むについてはあまり関係ないかも知れないが、当時の公文書のあり方については一定程度の知識を持っていたほうがよい。古い文献ではあるが『日文滿洲國公文作法解説』には目を通し、また辞書として『中国外交文書辞典(清末篇)』、『中国歴史公文書読解辞典』は常時手元に置くくと便利である。公文書読解のための教科書として編まれた『Fairbank一九七〇』からも学べる事は多し。

なお判決冒頭に登場する原審の京師高等審判庁の第二審判決の日付については若干の解説が必要かも知れない。というのも宣統三年一月二三日、南京に中華民國臨時政府が成立するとともに太陽暦が導入され、同日を中華民國元年(一九二二年)一月一日とする改元が行われたからである。一方で宣統帝は宣統三年二月二五日(一九二二年二月二日)に退位したため、この第二審判決は、中華民國臨時政府が成立しつつも宣統帝が未だ退位を表明せず皇帝の位

にあった時期に、清朝政府機関のひとつであった京師高等審判庁において宣統年号が使用され続けていたその期間に下された判決ということになる。

【書式】

判決文はまず冒頭に両当事者（上告人・被上告人）の氏名が記載され、大理院に至った経過が簡明に述べられたあと、「判語」（これはすぐ後に「主文」に統一される）として判決主文が端的に述べられ、続けて「理由」として案件の事実関係、両当事者の主張が整理された後、大理院の判断が述べられる。末尾には日付と裁判官氏名が記される形式になった。

【参考文献】

- 韓延龍・蘇亦工『中国近代警察史』（北京、社会科学文献出版社、二〇〇〇年）
寺田浩明『中国法制史』（東京大学出版会、二〇一八年）
大理院書記廳編『大理院判決録』（北京、大理院書記廳、一九二一―一九一四年）
中国第二歴史檔案館編『北洋政府檔案』〇三四卷（北京、中国檔案出版社、二〇一〇年）
朱采真編『中國法律大辭典』（上海、世界書局、一九三二年）
鄭競毅・彭時編『法律大辭書』（上海、商務印書館、一九三六年）
東川徳治『典海』（法政大學出版部、一九三〇年）
東川徳治『増訂支那法制大辭典』（松雲堂、一九三三年、後に東川徳治『中國法制大辭典』（榊燎原、一九七九年として翻刻）
愛知大学中日大辞典編纂所編『中日大辞典』（大修館書店、二〇一〇年〔第三版〕、一九八七年〔増訂第二版〕）

石山福治『最新支那語大辭典』(第一書房、一九三五年〔初版〕、一九四三年〔改版])

北京図書館編『民国時期総書目(1911-1949) 法律』(北京、書目文献出版社、一九九〇年)

西英昭「法制史」(岡本隆司・吉澤誠一郎編『近代中国研究入門』(東京大学出版会、二〇一二年) 所収)

劉實『日文滿洲國公文作法解説』(大阪屋號書店、一九三三年)

植田捷雄ほか編『中国外交文書辞典(清末篇)』(学術文献普及会、一九五四年、後に国書刊行会、一九八五年として覆刻)

山腰敏寛編『中国歴史公文書読解辞典』(汲古書院、二〇〇四年)

John K. Fairbank, ed., *China Documents: An Introductory Syllabus*, 3rd ed. (Cambridge, Mass., Harvard University Press, 1970)

二 口頭弁論筆録

【史料II】

① 原文(出典:中国第二歴史檔案館編『北洋政府檔案』〇三四卷(北京、中国檔案出版社、二〇一〇年)七一〜七六頁)。

口頭辯論筆録

中華民國元年九月十四日大理院民庭開始口頭辯論。其出席職員如左。

審判長推事 廉 隅

推事 沈家驊

推事 朱獻文

推事 黃德章

推事 高 种

大理院書記官 林志章

本件爲上告人尼僧月林因被上告人李榮氏訛詐房產上告案件。當事人到庭者爲、

上告人尼僧月林

被上告人李榮氏

審判長宣告現在開始審理本案。此案在第一審及第二審均由刑庭審理、自歸大理院後、因此案爭點係屬民事、故由民庭審過一次、現在本院改組、自當繼續前審仍在民庭審理。

審判長問月林 姓名·年齡·住所·職業。

答 我是月林、年五十一歲、住西直門內南草廠大後倉崇興寺、自幼出家。

問 此案因爭廟產於光緒三十三年及三十四年屢次在內城警廳·步軍統領衙門興訟、宣統二年又在地方廳興訟、至三年十月始行結案。十二月復經高等廳判決不服上告到院。你有何不服的意思可以說明。

答 地方廳先將房產斷歸我備價回贖。今李姓十一月交房待我出銀贖房、李姓避不到案、串出族婦李榮氏捏稱李雙春之嫂告我意圖訛詐。地方廳過堂數次、又將房斷歸李榮氏管業。我所以不服上訴的。

問 地方廳因你廟內西院房十餘間、由你師心恆賣與李雙春爲業、有賣契可憑、所以將房斷與其嫂李榮氏。高等廳亦照如此判決。

答 我師心恆並未賣與李雙春。我亦並不認識李榮氏。

問 有何憑據。

答 我有紅契幾套。李榮氏之契是假的。且他的契內寫是光緒二十年、我師心恆已於十六年病故。安有死後尙能賣房的理。

問 你何以知道李榮氏之契是假的。

答 本廟原在西什庫、後來奉旨遷移。所有廟內四至、均載明紅契。我自幼就在廟內、現在紅契尚在我處。何以又有別的契紙出來。所以知道李榮氏契是假的。

問 據你說、契是假的、房屋即當歸廟。

答 房屋原是典出去的。現在我願出銀贖回。但房屋已損壞不堪、尚須好好修理。

問 你說李榮氏之契是寫的二十年、你看見過否。

答 我曾見過地方廳及高等廳、亦曾見過在高等廳。過了五堂並未對質、所以我來上告的。

問 你尙有話說否。

答 沒有。

問 李榮氏 姓名·年齡·住所·職業。

答 我是李榮氏、年五十五歲、住翠花街、現在無事。

問 你有當家人否。

答 已死。

問 你的意思如何。

答 房是月林師爺心恆賣與李雙春的、所以應歸我管業。

月林答 我師爺是叫恭善、我師爺是心恆、十六年病故。記得死後七天出殯、是二月十九日。

問 埋在哪處。

答 埋在田村。

問 李榮氏 據月林說、他師爺心恆於十六年病故、你的契是否寫二十年。

答 我契不是假的。至於契上所寫年月、我不識字、不甚知道明白。
問 你尙有話說否。
答 沒有。

審判長宣告現在辯論終結、須付評議、兩造可暫候。

審判長及陪席推事退庭評議、越時五分再入庭、由審判長宣告判決。

本案依法公開。

本案參與審理之推事・書記官終始如一。

中華民國元年九月十四日 筆錄於大理院民庭。

大理院書記官 林志章印

審判長推事 廉 隅印

② 訓読 (口語史料のため省略)

③ 語釈

〈崇興寺〉 北京内城北西部、南草廠胡同と大後倉胡同の交わるあたりにあった寺院。「崇興寺題名碑」「崇興寺二井碑」「崇興寺天王殿碑」等の碑刻史料が知られており創建は明代に遡るようである。元来は西什庫(北海公園の西側)にあったが後に同地へ移転した。民国期を通じて存在したが、一九五〇年代末頃に破却されたようである。〈贖回〉 回贖ともいう。出典人が典価を承典人に返却し当該不動産を取り戻すこと。〈對質〉 原告被告双方が互いに問いただすこと。〈翠花街〉 北京城内、白塔寺の若干北側に位置する胡同の名前。〈當家人〉 戸主、または妻が夫を指して言う。〈師爺〉 師匠の師匠(または師匠の父)のこと。〈田村〉 北京市西郊、八宝山革命公墓の北約二キロメートルのところにある。おそらくこの近辺を指して言っているものと思われる。

④ 和訳

口頭弁論筆記

中華民國元年九月一四日、大理院民事法廷は口頭弁論を開始した。出席した職員は左の通り。

(人名省略)

本件は上告人の尼僧月林が、被上告人の李栄氏が不動産を詐取しているとして上告した案件であり、当事者のうち出廷した者は、

上告人 尼僧 月林

被上告人 李栄氏

である。

審判長が現在本案の審理を開始することを宣告した。この案件は第一審及び第二審では等しく刑事法廷において審理がなされたが、大理院に係属した後、この案件の争点が民事に属することから民事法廷において一回審理がなされており、現在本院の改組にあつても、当然前審から継続して民事法廷で審理されるべきものである。

〔審判長が月林に〕問 姓名、年齢、住所、職業は？

答 私が月林です。年は五一歳、西直門内南草廠大後倉の崇興寺に住んでいます。幼いころから出家しております。

問 この案件は寺院の不動産についてのものです。光緒三三年及び三四年に数次にわたり内城庁や歩軍統領衙門において訴訟を起こし、宣統二年にもまた地方審判庁において訴訟を起こし、三年一〇月に至ってはじめて結審したものの、一二月に高等審判庁を経て判決に不服として上告され本院に至ったものです。あなたはどのような不服の意思があるのか、説明して頂けますか？

答 地方審判庁はまず不動産について私のものであるとし、費用を準備して回贖することとしました。今李氏側は一

一月に不動産を渡し私がお金を支払って回贖するのを待つはずが、李氏側はこれを避けて出廷せず、グルになって一族の婦人の李栄氏を登場させ、李雙春の兄嫁であると偽って申し立て、私が詐取を企てていると訴えました。地方審判庁は数次にわたる審理の後、突然また不動産を李栄氏の保有に帰すものとしたのです。ですから私は不服として上訴したのです。

問 地方審判庁はあなたの寺院内の西院一〇余間についてあなたの師である心恒から李雙春に売却されたものであり、証拠となる売買契約書もあることから、当該不動産をその兄嫁である李栄氏に帰すものとし、高等審判庁もまたこれに照らしてそのように判決したのですが。

答 私の師である心恒は李雙春に売ったことは全くありません。それに私は李栄氏を知りません。

問 どのような証拠がありますか？

答 私は紅契を何組か持っています。李栄氏の契約書は偽物です。それに彼女の契約書のなかには光緒二〇年と書いてありますが、私の師の心恒は一六六年に既に亡くなっています。一体どうして死後に家屋を売ることができるなどという道理がありませんか？

問 あなたはどうして李栄氏の契約書が偽物だとわかったのですか？

答 私の寺院は元々西什庫にあつたのですが、後に皇帝の命令を奉じて引越してきたのです。寺院内の四至きがいについては全て紅契内に明示されています。私は幼いころからもう寺院内に居りまして、現在も紅契は私のところにあります。どうしてまた別の契約書が出てくるなどということがありましようか。なので、私は李栄氏の契約書が偽物だとわかったのです。

問 あなたの主張では契約書は偽物で家屋は寺の保有に帰すべきだということですね？

答 家屋は元々典に出したものです。現在私は金銭を支払って回贖をしたいと思っています。ただ家屋はひどく壊れ

ており、修理しなければなりません。

問 あなたは李栄氏の契約書が二〇年と書かれているものかと言いましたが、見たことはありませんか？

答 私は地方審判庁でも見ましたし、高等審判庁でも見ました。高等審判庁では五回審議が行われましたが対面での質疑の機会がなかったため、私は上告したのです。

問 まだ話したいことがありますか？

答 ありません。

問（李栄氏に対して） 姓名、年齢、住所、職業は？

答 私は李栄氏です。年は五五歳、翠花街に住んでいます。現在は無職です。

問 ご主人はいますか？

答 すでに亡くなりました。

問 あなたの意見はどうですか？

答 この家屋は月林の師の師である心恒が李雙春に売ったものですから、私の保有に帰すべきものです。

答（月林が答えて） 私の師の師は恭善といえます。私の師は確かに心恒ですが、一六年に亡くなっています。死後七日目に出棺したのが二月一九日だったと記憶しています。

問 どこに埋葬しましたか？

答 田村に埋葬しました。

問（李栄氏に対し） 月林の説明によれば彼女の師の心恒は一六年に亡くなったということですが、あなたの契約書には二〇年と書いてあるではありませんか？

答 私の契約書は偽物ではありません。契約書に書かれている年月については、私は字を知らないのはつきりとは

わかりません。

問 まだ話したいことがありますか？

答 ありません。

審判長は現在弁論が終結し、評議に付されるべきこと、両当事者については暫く待つように宣告した。

審判長及び陪席の裁判官は退廷して評議し、五分後に再び入廷し、審判長より判決が宣告された。

本案は法により公開される。

本案の審理に参与した裁判官・書記官は終始同一であった。

中華民國元年九月一日 大理院民事法廷にて筆録した。

(人名省略)

【解説】

口頭弁論の様子を筆記したものである。一字一句この通りに発言が行われたかはわからないが、概ね口語で記録されており、弁論の様子を窺うことができる。史料自体は時折非常に乱れた字で記録されていることがあるが、速記そのものとは考えにくく、おそらくは書記官の書き癖でそのまま筆記されたものと思われる。近代中国における速記の歴史については「兼子一九八四」、また「兼子一九九九」を参照されたい。

なおここまでの口語文となると、書き下し文にすることはかなりの無理を伴う。ただその無理を承知の上であえて書き下してみても多少なりと中国語の学習には役に立つ。ただし、口語文を無理矢理に書き下す訓練をするよりも、正統な文語文を書き下せるようになることの方が遙かに重要である。書き下し文に不慣れた読者はまず「二畳庵主人二〇一〇」を手にとって頂きたい。なお余談ではあるが漢文書き下しができれば自動的に明治初期の文語文も自

在に読みこなせる、というわけにはいかない。必要な方は「古田島二〇一三」等を読むことをお勧めしたい。

【書式】

「言詞辯論筆録」という表題の後、弁論が挙行された日時、出席した裁判官・書記官名、事件の当事者すなわち弁論を行った当事者の氏名が記される。本体では弁論の様子がほぼ発言どおりに採録されており、従って通常の口語でのやり取りがそのまま記録されている。末尾にはこの筆録を当事者に提示したところ特に異論はなかった旨が記され、法により公開する旨、また日時及び書記官・審判長名が最後に記される形となっている。

【参考文献】

- 「崇興寺題名碑」「崇興寺二井碑」「崇興寺天王殿碑」（北京図書館金石組編『北京図書館中国歴代石刻拓本匯編』（鄭州、中州古籍出版社、一八九八～一九九一年）五六卷四二頁・同一七〇頁・五七卷九一～九二頁参照）
- 兼子次生「中国の速記」（『アジア経済旬報』一三二一号、一九八四年）
- 兼子次生『速記と情報社会』（中央公論新社、一九九九年）
- 二置庵主人（加地伸行）『漢文法基礎』（講談社、二〇一〇年）
- 古田島洋介『日本近代史を学ぶための文語文入門』（吉川弘文館、二〇一三年）

三 証人訊問筆録

【史料III】

① 原文(出典：中國第二歷史檔案館編『北洋政府檔案』○三四卷(北京、中國檔案出版社、二〇一〇年)九三(九四頁) 證人訊問筆錄

證人 施蘭舫

就月林控告李恩玉等房產膠轕一案、被傳為證人到場、即由審判長示知偽證之罰、竝令具結後、訊問之。

證人之供述如下。

- 一 姓名 施蘭舫
 - 二 年齡 五十八歲
 - 三 籍貫 浙江人
 - 四 職業 綢緞行生理
 - 五 住居 崇貞觀
 - 六 與當事人無親族監護人同居人雇人等之關係
 - 七 與該案件無直接利害關係
- 問 你知道月林之師心恆是幾時死的嗎。
- 答 大約在光緒十五六年間、是春天死的、攔了七天。
- 問 不是光緒二十年嗎。
- 答 到不了二十年。

右筆録使關係人閱覽無異詞。

中華民國元年十一月十三日

書記官 鄧崇年

審判長 李祖虞

② 訓読 (口語史料のため省略)

③ 語釈

〈傳〉召喚すること。〈具結〉誓約書を書くこと。〈綢緞行〉絹織物店。〈生理〉生活すること。商売すること。〈崇貞觀〉不詳。国立情報学研究所デジタル・シルクロード (<http://dsr.nii.ac.jp/>) にある「古都北京デジタルマップ」で検索すると前門大街と大柵欄街が交わるあたりに表示される。大柵欄であれば著名な絹織物店・瑞蚨祥もあるが、関連は不明。〈監護人〉後見人のこと。

④ 和訳

証人訊問記録

証人 施蘭舫

月林が控告した李恩玉等との不動産紛争の案件につき、証人として召喚され法廷に至り、裁判長から偽証の場合の罰について告知し、さらに誓約書を書かせた後にこれを訊問した。

証人の供述は以下の通り。

一 姓名 施蘭舫

二 年齢 五八歳

三 本籍 浙江人

四 職業 絹織物店にて生活

五 住居 崇貞観

六 当事者と親族や後見人・同居人・雇人等の関係がないこと

七 該案件と直接の利害関係がないこと

問 あなたは月林の師である心恒がいつ死んだか知っていますか？

答 おおよそ光緒一五、六年頃でした。春に死にました。七日間安置しました。

問 光緒二〇年ではありませんでしたか？

答 二〇年までには到らないと思います。

右の記録は関係者に閲覽させたが異議はなかった。

(日付、裁判官名等省略)

【解説】

証人尋問が行われた際の記録である。供述については要約した箇所と、具体的なやり取りをそのまま記録した箇所とが混在しているが、いずれも口語で記されており、現代中国語ができればさほど難しいものではない。

【書式】

口頭弁論記録とほぼ同じ書式である。

四 高等審判庁判決例

【史料IV】

① 原文（出典：中国第二歴史檔案館編『北洋政府檔案』〇三四卷（北京、中国檔案出版社、二〇一〇年）一〇五—一〇四頁）
判決正本

住西直門南草廠高太後倉胡同崇興寺該寺住持 被告人月林

住翠衣街 被告人李榮氏

住 被告人李王氏

右當事人開訛詐房產案件控告人對於前清宣統三年十二月初四日京師地方審判廳宣告之判決請求廢棄一部

判語

本案係爭房產歸崇興寺住持月林管業。竝准月林出原典價銀、向李王氏隨時取贖。

事實

月林即成志係崇興寺已故尼僧心恆之徒孫、現充崇興寺住持。依僧人習慣頂接擎受、曾於前清時在僧錄司及五城呈報有案。心恆在日雇工人李雙春即李松春經理崇興寺房租、於光緒十六年病故。李雙春於光緒三十二年十二月間、將崇興寺西院房十間盜典與李恩玉、得受典價銀百一十兩又修理費十兩。月林查知於光緒三十三年十月間、赴內城巡警右分廳呈訴、經右分廳判令月林俟李恩玉典限年滿、自行贖房、將李雙春驅逐完案。光緒三十四年六月間、月林復與李雙春在京師第三初級審判廳涉訟、經初級廳批令、仍照警廳前判辦理、勿得翻控。宣統二年李雙春又欲將此房賣與李恩玉、與月林在步軍統領衙門涉訟、仍照巡警右分廳前判斷結、宣統三年九月間、李雙春因不能出賣此房、自抹身死。經京師地

方審判廳刑庭審訊，將月林依不應重律處八等罰。遂據李恩玉之妻李王氏呈驗光緒二十年心恆親筆賣給李雙春紅契一紙，又典契一紙，將房斷歸李雙春之嫂李榮氏，准其贖回管業。月林復控經京師高等審判廳，仍照京師地方廳原判。月林旋赴大理院上告。大理院以調查事實遺漏，撤銷原判發還更審。經本廳傳訊兩造，參以李雙春未死以前，與月林在巡警右分廳·京師第三初級審判廳·步軍統領衙門歷次判斷之結果，及此次添傳證人施蘭舫證明，心恆確係光緒十六年病故，各情應認為確定事實。

理由

此案月林於京師地方審判廳判決後，控告京師高等審判廳，又上告大理院，發還本廳更審。其不服理由約分四點。其第一點，月林因李雙春將廟內偏房盜典與李恩玉，在內城巡警右分廳·京師第三初級審判廳·步軍統領衙門呈控，均將廟內偏房判月林備價回贖。查京師第三初級審判廳批結此案，係在光緒三十四年六月十一日，當批結時，李雙春並未主張異議提起上訴。迨宣統二年九月中旬，李榮氏因李雙春自抹身死，與月林赴京師地方審判廳涉訟。仍以逾二年之事實重為辯論，已違一事不再提起之法理。京師地方審判廳又就房屋轆轤一部分，早已確定之案件更下判決，於訴訟程序亦不合法。是月林所主張之第一點，應認為正當。

月林主張之第二點，心恆係光緒十六年病故，李雙春契係光緒二十年由心恆親筆寫契賣出，無人死復出賣產之理。查心恆於光緒十六年病故，已由施蘭舫到案證明。李榮氏對於施蘭舫之證言毫無攻擊之方法。且李雙春在崇興寺傭工數十年，心恆既能寫字未必毫無存留，李榮氏又不能提出心恆平日所寫之字，證明房契確係心恆之親筆。是月林所主張，心恆係光緒十六年病故，竝到案時供述心恆不能寫字一層，毫無疑義。

月林主張之第三點，該房如賣與李雙春，自應批明廟內老契為是此中，李雙春冒稅紅契不辨自明。查買賣房產習慣，凡將房屋出賣者，必交出從前所有之老契，將房割賣一部分者，必就老契批明賣出若干。非經如此手續，買主必不肯買受。茲據月林將崇興寺老契呈驗，竝未批明曾經割賣與何人。則月林持有老契，主張崇興寺廟產係為其完全所有，實屬正當。

之主張。至李雙春光緒二十年任右翼所稅之紅契、查官廳稅契、向准憑人持契請稅、兌足稅價無不立豫發行、以致房產被人盜典盜賣、每爲事所恆有。此案月林於前清光緒三十三年、在內城巡警右分廳起訴時、即以盜典廟房爲原因、警廳原判有念李雙春年老姑免究辦之語、廟房既係盜典、紅契自係冒稅、李榮氏自不得以冒稅之紅契再行主張。

李王氏典得崇興寺西院房十間、一則見李雙春在寺內經管房租、二則李雙春實持有右翼所稅紅契、則李王氏於李雙春冒稅紅契一層非所得知、亦屬實情。李王氏於典置廟房、自應認爲善意、所有典價銀百一十兩、又修理銀十兩、未便令其損失。月林屢次陳述、亦願備價贖房。現在典房年限亦滿、自應准月林備原典價銀、無論何時逕向李王氏取贖。

月林主張之第四點、李榮氏係屬旗人、李雙春係宛平縣民、李榮氏焉能是李雙春之嫂。又月林到庭追加一點、係與李王氏訴訟、不認李榮氏爲訴訟當事人。但此案判斷之結果、月林得逕向李王氏贖房。則李榮氏之爲當事人與否、於月林竝無利害之可言。且此案經過京師地方及高等審判廳大理院均列李榮氏爲當事人。不得於此時忽生異議。本以上理由應卽判決如右

中華民國元年十一月二十二日

京師高等審判廳民事庭

審判長推事 李祖虞 印

推事 朱學曾 印

推事 龔福燾 印

② 訓讀

判決正本

(人名省略)

右當事人間の房産を訛詐せる案件の控告人は前清宣統三年十二月初四日京師地方審判廳宣告の判決に對し一部を廢

棄するを請求せり。

判語

本案係争の房産は崇興寺住持月林の管業に歸す。竝びに月林に原典價銀を出し李王氏に向して隨時取贖するを准す。

事實

月林即ち成志は崇興寺の已に故せる尼僧心恆の徒孫に係り、現に崇興寺住持に充つ。僧人の習慣に依り頂接撃受し、曾て前清時に於いて僧録司及び五城に在りて呈報すること案に有り。心恆は在りし日に工人李雙春即ち李松春を雇ひ崇興寺の房租を經理せしむるも、光緒十六年に病故せり。李雙春は光緒三十二年十二月間に崇興寺西院房十間もて李恩玉に盜典し、典價銀百一十兩又た修理費十兩を得受す。月林查知し光緒三十三年十月間に内城巡警右分廳に赴きて呈訴し、右分廳判して月林をして李恩玉の典限年滿ちるを俟ちて、自ら贖房を行はしむるを経て、李雙春を驅逐し完案す。光緒三十四年六月間、月林復た李雙春と京師第三初級審判廳に在りて涉訟し、初級廳の批令を経て警廳の前判の仍照に辦理せしめ、翻控するを得る勿らしむ。宣統二年李雙春又た此房もて李恩玉に賣與せんと欲し、月林と歩軍統領衙門に在りて涉訟するも、巡警右分廳の前判の仍照に斷結す。宣統三年九月間、李雙春此房を賣出する能はざるに因り、自ら抹して身は死せり。京師地方審判廳の刑庭審訊を経て、月林をば不應重律に依り八等罰に處す。遂に李恩玉の妻李王氏、光緒二十年心恆親筆にて李雙春に賣給せる紅契一紙、又た典契一紙を呈驗せるに據り、房もて斷じて李雙春の嫂・李榮氏に歸し、其の贖回管業を准すとす。月林復た控し京師高等審判廳を経るも、京師地方廳の原判の仍照にす。月林旋に大理院に赴きて上告す。大理院は調査事實の遺漏を以て原判を撤銷して發還し更審せしむ。本廳兩造を傳訊するを経て、參するに李雙春未だ死せざる以前の、月林と巡警右分廳・京師第三初級審判廳・歩軍統領衙門に在りての歴次の判斷の結果及び此次の傳證人施蘭舫の、心恆は碯かに光緒十六年病故せるに係るとの證明を添ふるを以てし、各の情は應に認めて碯定事實と爲すべし。

理由

此案は月林京師地方審判廳に於ける判決の後、京師高等審判廳に控告し、又た大理院に上告し、本廳に發還せられ更に審するなり。其の不服の理由は四點に約分せらる。其の第一點は、月林李雙春の廟内の偏房もて李恩玉に盜取せらるに因り、内城巡警右分廳・京師第三初級審判廳・步軍統領衙門に在りて呈控し、均しく廟内の偏房もて判して月林の備價回贖するものとす。査するに京師第三初級審判廳此案を批結せるは、光緒三十四年六月十一日に在るに係り、批結の時に當りては、李雙春は並びに未だ異議を主張し上訴を提起せず。宣統二年九月中旬に追^{おま}びて、李榮氏は李雙春自ら抹して身は死せるに因り、月林と京師地方審判廳に赴き涉訟す。仍ほ二年を逾へるの事實を以て重ねて辯論を爲すは、已に一事は再び提起せざるの法理に違ふ。京師地方審判廳も又た房屋^と轆轤の一部分早已に已に確定せるの案件に就き更に判決を下せるは、訴訟程序に於いて亦た法に合はず。是れ月林主張する所の第一點は、應に認めて正當と爲すべし。

月林主張の第二點、心恆は光緒十六年に病故せるに係り、李雙春の契は光緒二十年に心恆親筆にて契を寫し賣出せるに係る、人死して復た產を賣するの理無しと。査するに心恆の光緒十六年に於いて病故せるは、已に施蘭舫由り案に到り證明す。李榮氏施蘭舫の證言に對して毫も攻撃の方法無し。且つ李雙春は崇興寺に在りて傭工たること數十年、心恆既に能く字を寫せば、未だ必ずしも毫も存留する無きにあらず。李榮氏も又た心恆平日寫せる所の字を提出し、房契の稿かに心恆の親筆に係るを證明する能はず。是れ月林主張する所の、心恆光緒十六年病故せるに係り、並びに案に到る時供述せる心恆字を寫す能はざるとの一層は、毫も疑義無し。

月林主張の第三點、該房如し李雙春に賣與せば、自づから應に廟内老契に批明して是を此中に爲すべく、李雙春の冒稅せる紅契なるは辨せずして自づから明らかなりと。査するに房產を買賣するの習慣は、凡そ房屋もて賣出する者は、必ず従前の有る所の老契を交出し、房もて一部分を割賣する者は、必ず老契に就きて若干を賣出すと批明す。此

の如き手續を経るに非ざれば、買主は必ずや買受を肯ぜざらん。茲に月林に據れば崇興寺の老契をば呈驗せるところ、並びに未だ曾て經に何人に割賣し與ふるかを批明せず。則ち月林、老契を持有し、崇興寺の廟産は其の完全なる所に係ると主張するは、實に正當の主張に屬す。李雙春の光緒二十年右翼に在りて稅せる所の紅契に至りては、査するに官廳の稅契は、向に人の契を持して稅を請ふに憑りて准し、兌して稅價に足らば立ちどころに豫め發行せざる無く、以て房産の人に盜典盜賣せらるるを致すは、爲事の毎に恆に有る所なり。此案は月林前清光緒三十三年に於いて、内城巡警右分廳に在りて起訴せる時、即ち廟房を盜典せらるるを以て原因と爲し、警廳の原判には李雙春年老ひたるを念ひて姑く究辦を免するの語有り。廟房は既に盜典に係り、紅契は自ら冒稅に係る。李榮氏自ら冒稅の紅契を以て再び主張を行ふを得ず。

李王氏典得せる崇興寺西院房十間は、一は則ち李雙春の寺内に在りて房租を經管せるに見はれ、二は則ち李雙春實に右翼にて稅せる所の紅契を持有するに、則ち李王氏の李雙春に於いて紅契を冒稅せるの一層知り得る所に非ずとは、亦た實情に屬す。李王氏の廟房を典置せるに於いては、自ら應に認めて善意と爲すべく、有る所の典價銀百一十兩、又た修理銀十兩は、未だ其れをして損失せしむるに便ならず。月林屢次陳述し、亦た價を備へて贖房するを願ふ。現在典房の年限亦た滿つ、自づから應に月林に原典價銀を備へ、何時を論ずる無く逕に李王氏に向して取贖するを准すべし。

月林主張の第四點、李榮氏は旗人に屬するに係り、李雙春は宛平縣民に係る、李榮氏焉んぞ能く是れ李雙春の嫂たらんやと。又た月林庭に到りて追加せる一點は、李王氏と訴訟せるに、李榮氏を訴訟當事人たりとは認めざるに係る。但し此案の判斷の結果は、月林逕に李王氏に向して贖房するを得るとなり。則ち李榮氏の當事人たると否とは、月林に於いて並びに利害の言ふ可き無し。且つ此案は京師地方及び高等審判廳大理院を經過せるも均しく李榮氏を列して當事人と爲す。此時に於いて忽かに異議を生ずるを得ず。

以上の理由に本^{もと}つき應に即ち右の如く判決すべし。

(日付、裁判官名等省略)

③ 語釈

〈頂接警受〉住持の地位を受け継ぐこと。〈僧録司〉寺院を管理管轄する役所。礼部の下に設置された。〈五城〉都察院の下にある五城御史を指すと思われる。北京城を五つ(東・西・南・北・中)に分け、各城に巡城御史滿漢各一名を置き、警察・裁判等の行政事務を統括させた。さらにこの下に兵馬司が設置されている。〈盜典〉人のものを盗んで勝手に典に出すこと。〈步軍統領衙門〉北京の治安を管轄した役所。詳細は「渡辺一九八一」を参照。〈不應重律處八等罰〉宣統三年段階であるため、『大清現行刑律』が適用されたものと思われる。『大清現行刑律』・雜犯「不應爲」には「凡不應得爲而爲之者、處四等罰、事理重者、處八等罰」とあり、後者の「事理重者」に該当するとされたことが窺える。『大清律例』では笞杖刑であったが当時に罰金刑へと轉換されており、名例上・五刑の規定により八等罰は銀一〇兩とされていた。〈轆轤〉紛争、揉め事。〈冒稅〉他人の名義で納税すること。

④ 和訳

判決正本

(人名省略)

右当事者間の不動産詐取の案件の控訴人は前清宣統三年一二月四日京師地方審判庁の宣告した判決に対し一部の破棄を請求した。

主文

本案係争の不動産は崇興寺住持月林の保有に帰す。並びに月林に対し原典価銀を出して李王氏に対し随時に回贖することを許す。

事実

月林即ち成志は、崇興寺の既に亡くなった尼僧・心恒の孫弟子であり、現に崇興寺の住持に任じている。僧侶の習慣で任職の地位を受け継いだものであり、かつて清朝の時期に僧録司及び五城に報告して記録に留めてある。心恒は以前、工人である李雙春即ち李松春を雇って寺院の部屋の賃貸料を管理させていたが、光緒一六年に死去した。李雙春は光緒三二年一二月に崇興寺の西院房一〇間を勝手に李恩玉に出典し、典価銀一一〇両、また修理費一〇両を得ていた。月林はこれを知って光緒三三年一〇月に内城巡警右分庁に赴いて提訴し、同右分庁は月林に対し、李恩玉の典限が満了するのを待つて回贖を行わせ、李雙春は寺から放逐するとして事件は決着した。光緒三四年六月、月林はまた李雙春と京師第三初級審判庁で訴訟に及んだが、同初級審判庁は先の右分庁の判断に照らして処理し、控訴することはできないとした。宣統二年、李雙春は再び当該家屋を李恩玉に売却しようと画策し、月林と歩軍統領衙門において訴訟に及んだが、同衙門も先の右分庁の判断に照らして判断を下した。宣統三年九月に至り、李雙春は当該家屋を売却し得ないことから首を切つて自殺してしまった。京師地方審判庁刑事法廷において審判が行われ、月林は不応為重律により八等罰に処せられた。また李恩玉の妻李王氏が光緒二〇年に心恒が自ら作成した当該家屋を李雙春へ売却する紅契一枚さらには典契一枚を提出したことによって、当該家屋は李雙春の嫂である李榮氏に帰するものとされ、回贖し保有することが認められた。月林はまた控訴して京師高等審判庁に至ったが、同審判庁は地方審判庁の判断を維持した。すぐに月林は大理院へと上告した。大理院は事実の調査に漏れがあつたとして原判決を破棄し差し戻して更に審理を行わせた。本審判庁は両当事者を出頭させて訊問し、また李雙春が死ぬ以前の、月林との巡警右分庁・京師第三初級審判庁・歩軍統領衙門での歴次の判断の結果、さらには今回証人の施蘭舫が心恒は確かに光緒一六年に死去したことを証明したことを加えて考慮し、各事情を確定事実として認めるものである。

理由

この案件は月林が京師地方審判庁での判決の後、京師高等審判庁に控訴し、また大理院へと上告し、本庁へ差し戻されさらに審理するものである。その不服の理由はおよそ四つに分けられる。第一点は、李雙春が廟内の偏房を李恩玉に対し勝手に典に出したことにより、月林が内城巡警右分庁・京師第三初級審判庁・歩軍統領衙門において提訴し、各機関は均しく廟内の偏房は月林が典価を用意して回贖するものと判示した。考えてみるに、京師第三初級審判庁がこの案件の審理を終了したのは光緒三四年六月一日であり、結審の際、李雙春が異議を主張し上訴を提起したという事は全くなく、宣統二年九月中旬になってから、李榮氏は李雙春が自殺したことにより、月林と京師地方審判庁に赴いて訴訟となったものである。ただ二年を越えたという事実をもって重ねて弁論を行うのは、一事不再理の法理に違うものである。京師地方審判庁もまた、不動産紛争の一部分の既に確定した案件についてさらに判決を下したのには、訴訟手続きに関してこれまた合法とは言えず、月林の主張する第一点は、正当なものと認めるべきである。

月林の主張する第二点は、心恒は光緒一六年に病没したもので、李雙春の契約書は光緒二〇年に心恒から親筆で契約書を書いて売却されたものとするが、人が死んでからまた不動産を売りに出せるなどという道理はないということである。考えてみるに、心恒が光緒一六年に病没したことは、すでに施蘭舫が法廷に出頭して証明したことである。李榮氏は施蘭舫の証言に対して全く攻撃の方法がない。かつ李雙春は崇興寺で傭工たること数十年、心恒が字を書けるということであれば、その字が全く残されていないということはないであろう。李榮氏もまた心恒が常日頃書いていた字を提出し、不動産契約書が確かに心恒の親筆であることを証明することはできなかった。月林が主張するところの、心恒は光緒一六年に病没したものであり、かつ法廷で供述した心恒は字が書けないという一点については、全く疑義はない。

月林が主張する第三点は、当該不動産がもし李雙春に売却されたのであれば、当然寺院にある老契にその旨記載されていなければならないべきであり、李雙春が勝手に納税した紅契であるというの言うまでもなく自明であることである。

考えてみるに、不動産売買の習慣では、およそ家屋を売ろうとする者は、必ず従来の全ての契約書を相手に渡さなければならず、家屋の一部分を分割して売ろうとする者は、必ず従来の契約書においてどれだけを売却したかを明記するのである。このような手続を経るのだから、買主はきつと買い受けようとはしないであろう。ここで月林によれば、崇興寺の従来の契約書を調査したところ、かつて誰それへ分割して売却したと明記するものは全くなかった。

よって月林が老契を保持し、崇興寺の廟産は完全な所有のもとにあると主張するのは、実に正当な主張である。李雙春が光緒二〇年に右翼にて納税したとする納税証明付き契約書については、官庁での契約税の納税手続きを考えてみると、以前から契約書を持って納税を申告する人に対して許可するもので、税額を満額支払いさえすれば証明書を発行しないというのではなく、不動産を他人に勝手に典に出されたり売却されたりという状況になることは、毎度よくあることである。この案件では月林は清朝時期の光緒三十三年、内城巡警右分庁で訴えを起こした際、寺院の不動産を勝手に典に出されたことを原因としたが、右分庁の原判決には李雙春が年を取っていることを考えれば取調べを免じているというくだりがある。寺院の不動産は勝手に典に出されたものであり、納税証明付き契約書は勝手に納税されたものである。李栄氏は勝手に納税した納税証明付き契約書でもって重ねて主張を行うことはできない。

李王氏が典によつて得た崇興寺の西院房一〇間については、一つには李雙春が寺の内にあって家屋賃料を管理していたことに見られ、また二つには李雙春が右翼で納税したところの納税証明付き契約書を実際に持っていたことからも、李雙春が契約書に基づき勝手に納税したことについて李王氏が何も知らないというのは、これまた事実なのであろう。李王氏が寺院の部屋を典していたのは善意の「事情を知らないでやってた」ものと認められるべきであり、全ての典価銀一一〇両、また修理銀一〇両については、これを損失とさせるのは不都合である。月林もしばしば典価を用意して回贖したいと述べている。現在典の年限も満期となつていことから、月林に対し、原典価銀を用意して何時でも直ちに李王氏に対し回贖することを許すべきである。

月林が主張する第四点は、李栄氏は旗人であり、李雙春は宛平県民であつて、李栄氏が一体どうして李雙春の嫂であるということがあろうかということであつた。また月林が法廷に出頭してから追加した点は、本件は李王氏との訴訟なのであつて、李栄氏を訴訟当事者とは認めないということであつた。ただこの案件の判断の結果は、月林は直ちに李王氏に対し不動産の回贖ができるということであり、すなわち李栄氏が当事者であるかどうかは、月林にとつて全く利害関係のないことである。かつこの案件が京師地方及び高等審判庁、大理院を経るにあつて皆李栄氏を当事者としており、今になつて異議を申し立てることはできない。

以上の理由に基づいて右のように判決する。

(日付、裁判官名等省略)

【解説】

判決文自体の書き方は大理院判決例の書式とさほど変わらない。ただ本件は事実関係が複雑だったためか、「事実」という欄が設けられ、法院が認定した事実関係が整理されている。

【書式】

大理院判決例とほぼ同じである。

【参考文献】

渡辺修「清代の歩軍統領衙門について」『史苑』四一卷一号、一九八一年)

五 民事弁訴状及び批(案)

【史料V】

① 原文(出典:中国第二歴史檔案館編『北洋政府檔案』〇三四卷(北京、中国檔案出版社、二〇一〇年)一一七、一一八、一二一頁)

爲復告李王氏因訛爭房產判歸住持月林管業判決一案被控辯訴事

竊僧人月林、原因李王氏訛詐房產、嗣經控告、當蒙貴廳判決、此案係爭房產、歸崇興寺住持月林管業、竝准月林出原典價銀、向李王氏隨時取贖。僧人于陰曆十月二十四日、赴廳領取判詞。今僧人已備價托中人、找向李王氏取贖、不料李王氏未允、仍不認可、係屬不服違判、實在無法。僧人只有再具狀、仍叩求貴廳憲大老先生、格外施恩作主、仍請求再爲費神、將李王氏飭傳到案、令其遵照判詞、將房產退歸僧人、以便當堂備價具領、由此立案、以免再生糾葛、而省拖累、僧人則感大德矣、爲此上呈。

批月林呈訴李王氏贖房不允一案

狀悉。此案經本廳判決後、李王氏等是否提起上告、本廳無憑。查□□即赴大理院請求證明于法定期間內李王氏等竝未提起上告後、再行赴第一審衙門呈請執行可也。

② 訓読

復た李王氏を告し、房産を訛争せるに因り判して住持月林の管業に歸すとの判決の一案控せられ辯訴する爲の事。

竊 ふに僧人月林、原と李王氏房産を訛詐せるに因り、嗣て控告を経て、當に貴廳の判決を蒙り、此案にて係争の房産は、崇興寺住持月林の管業に歸し、竝に月林に原典價銀を出し、李王氏に向して隨時取贖するを准すと。僧人は

陰曆十月二十四日、廳に赴き判詞を領取せり。

今僧人已に價を備へて中人に托し、找して李王氏に向して取贖すれども、料らずも李王氏未だ允さず、仍ほ認可せざるは、判に服違はざるに屬すに係り、實に無法に在り。僧人只だ再び狀を具ふる有るのみ、仍ほ貴廳憲大老先生、格外に恩を施して主と作るを叩求し、仍ほ再び費神を爲し、李王氏をば飭し傳して案に到らしめ、其れをして判詞に遵照せしめ、房産もて僧人に退歸せしめ、以て堂に當たり價を備へて具領するに便ならしむるを請求す。此れに由りて立案し、以て再び糾葛を生ずるを免れ、而して累を拖くを省かば、僧人則ち大徳を感ぜんか。此れが爲に上呈す。

月林の呈訴せる李王氏贖房を允さざるの一案を批す。

狀悉したり。此案は本廳の判決を経る後、李王氏等復た上告を提起せしや是否や、本廳は査するに憑無きなり。査するに□□即ち大理院に赴きて法定期間内に李王氏等未だ上告を提起せざることの證明を請求したる後、再び第一審衙門に赴きて呈して執行を請ふを行はば可ならん。

③ 語釈

〈僧人〉やや古い口語で僧侶のこと。ここでは「尼僧の私めは」という形で一人称の主語として用いられている。〈憲大老先生〉憲は上役・上官の意味、老先生は位が高く年齢も上の有徳の人に対する尊称。これにさらに大をつけて敬意を表している。併せて「偉大なる裁判官先生様」ぐらいの意味。〈費神〉心配をかけること、面倒をかけること、煩わすこと。

④ 和訳

再び李王氏を訴え、不動産を詐取した件での紛争により住職月林の保有に帰するとした判決が下された案件に対する控訴について弁論を行うことについて。

思いますに私月林は李王氏が家屋をだまし取ったことにより控訴を経て貴庁より判決を頂き、この案件の係争物である家屋につき、崇興寺住職月林の保有に帰すものとし、月林がもとの典価にあたる銀を支出して王氏に對しいつでも回贖してよいと判示して頂きました。私は旧曆の一〇月二四日、審判庁に行つて判決を受け取りました。

現在私はお金を用意して仲介人に託し、李王氏に對して回贖しようとしたが、思いもよらぬことに李王氏はこれを許さず、なお認めておらず、判決を遵守するのに不服なようで、全くいかんともしがたいのです。私はただ再び訴状を差し出すよりほかなく、貴審判庁の偉大なる裁判官先生様に對して格外の御恩を施されて自ら主となつてくださるようお願いし、また再度ご迷惑をおかけして、李王氏を裁判の場に召喚し、判決を遵守するようにさせ、家屋を私に帰すものとし、法廷で金錢を用意して受領できるようにして頂きますよう請求します。

以上のことについて立件していただき、再度紛争が起ることを防ぎ、面倒事を引き延ばさないようにして頂ければ、私は裁判官先生様の偉大なる徳を感じるものであります。このために上呈いたします。

月林の訴え出た、李王氏が不動産の回贖を許さないという縣についての批(案)。

訴状を受領した。この案件は、本庁の判決を経た後李王氏らが上告を行ったかどうか本庁には確認できる証拠がない。よつて大理院に行き法定期間内に李王氏らが上告を行つていないことの証明を請求した後、第一審機關に赴いて執行を請求すればよい。

【解説】

本件は大理院での破棄差し戻しを受けて改めて京師高等審判庁で審理・判決が行われるという経過を辿つたが、どうもそれで決着しなかつたようであり、再び訴状が提出されたようである。原史料では「貴」で擡頭しました裁判官を

「憲大老先生」と呼んでその恩情を請うなど清代の訴状を髣髴とさせるような内容となっている。この史料は高等審判庁に対して提出されたものであるが、本稿の冒頭で紹介したとおり北洋政府初期から県知事が審判を行うという一種清代からの慣行をそのまま継承するかのような制度が取られたこともあり、県知事が「批」を用いて審理を開始するか否か、また審理自体の結果について意思表示を行っていたことも近年の研究、たとえば「劉二〇〇九」、「劉二〇〇一」等によって指摘されるに至っている。清代の訴訟関連の文書については「滋賀一九八七」が必読文献となる。

【書式】

民事弁訴状自体は印刷された用紙が販売されており、それを購入して記入する形となっている。

【参考文献】

- 劉昕傑「政治選択与实践回応」(『西南民族大学学报』(人文社科版)総二二二期、二〇〇九年)
- 劉昕傑「近代中国基層司法中的批詞研究」(『政法論叢』二号、二〇一一年)
- 滋賀秀三「淡新檔案の初歩的知識」(島田正郎博士頌寿記念論集刊行委員会編『東洋法史の探究 島田正郎博士頌寿記念論集』(汲古書院、一九八七年)所収、後に滋賀秀三『統・清代中国の法と裁判』(創文社、二〇〇九年)に収録)